

学校法人プール学院寄附行為

まえがき

プール学院は、1879（明治12）年、英国人宣教師メアリー・オクスラドによって川口居留地に永生学校として創設された。1890（明治23）年、日本初代の英国人主教、A・W・プール博士を記念するためプール女学校と改称、続いて英国教会宣教協会（C.M.S.）より土地並びに建築物全部の移譲を受け、1934（昭和9）年財団法人となった。その後、幾度の変遷を経て今日に至ったが、英国人宣教師たちの偉大な感化の下に、終始一貫日本聖公会の教育施設として「神の栄光のために」キリスト教の精神を根底とする霊的人格教育を行ってきた。そして、これは将来においても永久に守られるべきものである。

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、学校法人プール学院と称する。

（事務所の所在地）

第2条 この法人は、事務所を大阪市生野区勝山北1丁目19番31号に置く。

第2章 目的及び設置する学校

（目的）

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神による教育事業を行い、人類の福祉に貢献することを目的とする。

（設置する学校等）

第4条 この法人が、前条の目的を達成するために設置する学校は次の各号に掲げるものとする。

- （1）プール学院短期大学
秘書科
幼児教育保育学科
- （2）プール学院高等学校
全日制課程普通科
- （3）プール学院中学校

第3章 役員

（役員）

第5条 この法人の役員の数等は、次の各号の通りとする。

- （1）理事 5名以上10名以内
- （2）監事 2名以上3名以内

（理事長）

寄附行為

第6条 理事のうち1名を理事長とし、理事総数（現に在任する理事及び任期満了後なおその職務を行う理事の総数をいう。以下同じ。）の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

2. 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（副理事長）

第7条 理事長は、理事の中から副理事長候補者を指名し理事会の同意を得て選任することができる。

2. 副理事長は、理事長を補佐する。

（理事の代表権の制限）

第8条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長の職務の代理及び代行）

第9条 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代理し、又はその職務を行う。副理事長がない場合はあらかじめ理事長が指名した順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

（理事の選任）

第10条 この法人の理事となる者は次の各号に掲げる者とする。

（1）日本聖公会大阪教区主教の職にある者

（2）プール学院長、プール学院高等学校校長、同中学校校長の職にある者のうちから理事会に於いて選任した者、1名又は2名

ただし、そのうち1名はプール学院高等学校校長、同中学校校長から選任する。

（3）評議員のうちから理事会に於いて選任した者、1名又は2名
ただし、そのうち1名以上はキリスト者とする。

（4）キリスト者のうちから理事会に於いて選任した者、1名又は2名
ただし、そのうち1名以上は日本聖公会聖職又は信徒とする。

（5）理事会に於いて選任した学識経験者、3名以内

2. 前項第1号から第4号までに規定する理事が、他の各号に規定する理事を兼務する場合は、その兼務数を理事定数から減ずるものとする。ただし、理事定数は、5名を下回ることはできない。

3. 第1項第1号から第3号までに規定する理事は、それぞれ該当する各号の地位を退いたとき、第4号に規定する理事はキリスト者でなくなったときは、理事の職を失うものとする。

4. 理事は、任期満了時に満80歳以下の者とする。

（監事の選任）

第11条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会に於いて選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2. 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3. 監事は、任期満了時に満80歳以下の者とする。

（監事の職務）

第12条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
2. 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
 3. 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(学院長)

- 第13条 この法人に学院長を置くことができる。
2. 学院長は、理事会に於いて選任する。
 3. 学院長は、本法人の設置する各学校の教学を統轄する。

(役員任期)

- 第14条 役員(第10条第1項第1号から第2号までの規定により理事となる者を除く。この条中以下同じ。)の任期は、4年とする。但し、欠員が生じた場合の補充の役員の任期は前任者の残任期間とすることができる。
2. 役員は、重任を妨げない。ただし、第10条第1項第1号から第2号までの規程により選ばれた理事を除き、重任は連続して3期までとする。
 3. 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務(理事長、副理事長及び常務理事にあっては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

- 第15条 役員又は監事の定数が欠けたときは、速やかに補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

- 第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 法令の規定、又はこの寄附行為に違反したとき
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (3) 職務上の義務に違反したとき
 - (4) 役員たるにふさわしくない非行があったとき
2. 役員は次の事由によって退任する。

寄附行為

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事会)

第17条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

2. 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
3. 理事会は、理事長が招集する。
4. 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から14日以内に、これを招集しなければならない。
5. 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
6. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
7. 理事会の議長は、理事長とする。
8. 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
9. 第12条第2項及び前項の規程に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
10. 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規程による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
11. 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。
12. 第10項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
13. 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
14. 第12条第2項及び第17条第8項の場合において開催された理事会の議事の議決には、任務懈怠によりその招集をしなかった理事長は除斥するものとし、そのために出席理事総数が過半数に達しない場合も、開催要件の別段の定めとしてその理事会は成立するものとする。

(議事録)

- 第18条 議長は、理事会の開催場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
2. 議事録には、出席した理事のうちから指名された3名以上の署名人が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 3. 利益相反取引に関する承認の決議については、出席した理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(常務理事会)

第19条 理事会に常務理事会を設置する。

2. 常務理事は、理事長が理事会の同意を得て理事の中から2名ないし4名を指名する。
3. 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

4. 常務理事会は、理事長が必要と認めたときこれを招集し、理事長がその議長となる。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第20条 この法人に評議員会を置く。

2. 評議員会は、第24条によって選任する評議員11名以上21名以下をもって組織する。
3. 評議員会は、理事長が招集する。
4. 評議員会の議長は、理事長とする。
5. 評議員の会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は毎年3月及び4月又は5月に招集する。
6. 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
7. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
8. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第11項の規程による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
9. 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
10. 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
11. 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

- 第21条 議長は、評議員会の開催場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
2. 議事録には、出席した評議員のうちから指名された3名の署名人が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 寄附金品の募集に関する事項

寄附行為

- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めたもの

(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、理事会において委嘱する。

- (1) 理事長
 - (2) 学院長、高等学校校長、同中学校校長の職にある者のうちから1名又は2名
ただし、そのうち1名は高等学校校長、同中学校校長から選任する。
 - (3) 法人事務局長
 - (4) 日本聖公会大阪教区主教の職にある者
 - (5) この法人の設置する学校の職員のうち5年以上在勤する者、~~2~~1名又は~~3~~2名
 - (6) この法人の設置する学校を卒業した者で満25歳以上の者、1名又は2名
 - (7) キリスト者のうちから1名又は2名
ただし、そのうち1名以上は日本聖公会聖職又は信徒とする。
 - (8) プール学院の教育方針を理解し、その経営に協力する学識経験者、10名以内
2. 前項第1号から第5号までに規定する評議員は、それぞれ該当する各号の地位を退いたとき、第7号に規定する評議員はキリスト者でなくなったときは、評議員の職を失うものとする。
3. 第1項の評議員は、すべてキリスト者のうちより選任するものとする。但し第8号評議員については理事会の承認による例外を認め、第8号評議員の例外は総数の半数以内とする。
4. 第1項第1号から第4号までに規定する評議員が、他の各号に規定する評議員を兼務する場合は、その兼務数を定数から減ずるものとする。
5. 第1項第5号に規定する評議員に関し、理事会が承認する場合は、5年未満の在勤者を例外的に認める。
6. 評議員は、任期満了時に満80歳以下の者とする。

(任期)

第25条 評議員（前条第1項第1号から第4号までの規程により選任された者を除く。この条中以下同じ。）の任期は、2年とする。

ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2. 評議員は、重任を妨げない。ただし、前条第1項第1号から第4号まで規定により選任された者を除き、重任は連続して4期までとする。
3. 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第26条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない非行があったとき。
- 2. 評議員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

- 第28条 この法人の資産は、これを分かつて基本財産及び運用財産の2種とする。
- 2. 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
 - 3. 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。
 - 4. 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定にしたがって、基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産等の処分)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、試験料、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計年度と予算決算、並びに事業計画と事業に関する中期的な計画)

- 第31条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 2. この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、あらかじめ評議員会の意見を聞き、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。
 - 3. この法人の決算及び事業報告は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。
 - 4. 理事長は、毎会計年度終了2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
 - 5. この法人の事業に関する中期的な計画は、理事長が編成し、あらかじめ評議員会の意見を聞き、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第32条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利

寄附行為

の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（財産目録等の備付及び閲覧）

第33条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2. この法人は、前項書類、第12条第4号の監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3. 前項の規程にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所等に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

第34条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により当該各号に定める事項を公表しなければならない。

（1）寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為の届け出をしたとき、寄附行為の内容

（2）監査報告書を作成したとき、当該監査報告書の内容

（3）財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所等に係る記載の部分を除く。）を作成したとき、これらの書類の内容

（4）役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき、当該報酬等の支給基準

（役員の報酬）

第35条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（資産総額の変更登記）

第36条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第6章 解散及び合併

（解散）

第37条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

（1）理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

（2）この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で理事会における出席理事の3分の2以上の議決

（3）合併

（4）破産

（5）文部科学大臣の解散命令

2. 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第38条 この法人が解散（合併及び破産による解散を除く）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により選定した日本聖公会に属する学校法人に帰属する。

（合併）

第39条 この法人が合併しようとするときは理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第40条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2. 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届出なければならない。

第8章 補則

（書類及び帳簿の備付）

第41条 この法人は、第33条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に備えておかななければならない。

- （1）役員及び評議員の履歴書
- （2）収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- （3）その他必要な書類及び帳簿

（公告の方法）

第42条 この法人の公告は、プール学院掲示場に掲示して行なう。

（責任の免除）

第43条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

2. 前項における役員の任務懈怠の有無の判断は理事会が行うものとし、当該嫌疑の掛かる役員はその理事会の議事の議決に加わることができない。

（責任限定契約）

第44条 理事（理事長、副理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金零円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

寄附行為

(施行細則)

第45条 この寄附行為施行についての細則は理事会において定める。

附則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和26年 3月14日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和46年 9月17日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和53年 5月15日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和58年12月22日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和60年 4月22日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成 7年12月22日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成 8年 6月25日）から施行する。

1. この寄附行為の施行日の前日において、改正前の寄附行為第9条第1項第5号及び第6号並びに第7号の規定により、この法人の理事の職にある者あっては、改正後の寄附行為第9条第1項第4号及び第5号並びに第6号の規定により、それぞれ選任されたものとみなす。

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成 9年 5月30日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成15年 3月25日）から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成17年 4月 1日）から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成17年12月 5日）から施行する。

この寄附行為は、平成19年 4月 1日から施行する。

この寄附行為は、平成20年 4月 1日から施行する。

この寄附行為は、平成24年 4月 1日から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成25年 8月 8日）から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成26年 2月19日）から施行する。

この寄附行為は、平成26年 4月 1日から施行する。

この寄附行為は、平成28年 4月 1日から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成28年 6月20日）から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成28年12月27日）から施行する。

この寄附行為は、平成29年 4月 1日から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成29年 7月20日）から施行する。

平成29年 8月29日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年 2月22日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成30年 4月1日から施行する。

平成30年 3月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成30年 4月1日から施行する。

平成31年 3月 4日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成31年 4月 1日から施行する。

令和 2年 3月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2年 4月 1日から施行する。

令和 3年 5月18日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 3年 6月 1日から施行する。